

テールゲートリフターに係る特別教育のご案内

(一社) 大田労働基準協会

テールゲートリフターからの墜落・転落、荷の崩壊・倒壊等による災害が発生していることから労働安全衛生法第59条第3項に基づく特別教育が必要な業務に加えられました。

荷を積み卸す作業に携わる者は、令和6年2月1日からテールゲートリフターに係る特別教育を習得した者でなければ、その業務に就くことはできないとされております。

記

1. 日 時 令和 7年 5月 8日(木曜日) 9時30分～17時00分(受付9時15分)
2. 会 場 山九株式会社 東京支店 平和島ロジスティクスセンター7階 大会議室
(東京都大田区平和島3-3-8 駐車場はありません)
3. 研修科目 学科 ・テールゲートリフターに関する知識 1.5時間
・テールゲートリフターによる作業に関する知識 2時間
・関係法規 0.5時間
実技 ・テールゲートリフターの操作方法 2時間
4. 修了証の交付 全科目受講された方(遅刻早退不可)に、当日講習終了後修了証を交付します。
5. 講 師 (一社) 大田労働基準協会 専任講師
6. 定 員 30名(先着順)
7. 受講料 労働基準協会員は、11,000円(税込)(テキスト代金は協会で助成します。)
それ以外の方は、13,000円(税込)(テキスト代金を含みます。)
(使用テキスト「テールゲートリフター作業者必携」 陸災防)

8. 申込方法等

①受講申込：裏面申込書に必要事項記入し、大田労働基準協会あてFAXしてください。

FAX 03-3738-0128

②申込受付と受講料の振込：受講可能な場合は、受講番号記入の上、受講票を申込担当者あてFAX返信します(このため申込書に必ずFAX番号をご記入ください)。受講料は、講習日の1週間前までに下記の口座にお振込み下さい。(振込手数料はご負担願います)
期日までに受講料が振込まれない場合、申込受付を取消させていただくことがあります。

- | |
|--|
| ・銀行名 三井住友銀行 蒲田支店
・普通預金 口座番号 3687394
・口座名称 一般社団法人大田労働基準協会 |
|--|

※振込人名の前に、講習会の開催日をご記入ください。(例 0508 ○○カイヤ)

③受講の取消：講習日の1週間前までの取消しは受講料を全額返還いたします。(但し、振込み手数料はご負担願います)それ以降の取消しは返還できませんので予めご承知おきください。

※受講者数が満たない場合、中止または延期する事があります。

④受講者は講習当日受講票と、修了証受領のための印鑑をご持参ください。

9. 問合先 本講習についてのお問合せは、(一社) 大田労働基準協会にお願いします。

電話 03-3738-0118 (当日連絡先090-6315-5733)

テールゲートリフターに係る特別教育 FAX申込書 兼 受講票

- 実施日：令和 7年 5月 8日（木）9時30分～17時00分 （受付開始9時15分）
- 場 所：山九株式会社 東京支店 平和島ロジスティクスセンター7階 大会議室

申込先（一社）大田労働基準協会 FAX03-3738-0128

『事業場事項欄』

会員非会員の別	・大田会員・三田会員・品川会員・渋谷会員・新宿会員・その他(○を付してください)		
事業場名			
所在地	〒		
業 種	(講師の事前準備の為ご記入ください)		
申込担当者職			
申込担当者氏名			
申込担当者メールアドレス			
T E L		FAX (受講票返信用)	

『受講者事項欄』 (2名以上の場合、この用紙をコピーしてご使用ください。)

ふりがな		受講番号	*
受講者氏名			
現 住 所	〒		
生 年 月 日	(西暦)	年 月 日	男 ・ 女

注：修了証作成の為氏名、生年月日は楷書で正確に記入してください
個人情報、研修及び修了証発行管理の目的以外に利用することはありません。

- 注意事項
- 1 受講者は本受講票を持参し受付にご提示ください。
 - 2 講習終了後、修了証を交付いたします。受領の為、認印をご持参ください。
 - 3 修了証は（一社）大田労働基準協会名で発行されます。

《受講時持参物》

- ・受講票、ヘルメット、手袋（軍手）、筆記用具、印鑑、
- ・本人確認書類（自動車免許証等）、外国籍の方（在留カード等）

《会場案内》

- ・山九株式会社東京支店 平和島ロジスティクスセンター7階 大会議室
- ・東京都大田区平和島3-3-8 東京モノレール 流通センター駅より 徒歩3分